様式48の３

小児入院医療管理料における加算の施設基準に係る届出書添付書類

１．届出に係る加算の区分（届出を行う加算に○を付す）

　　（　）　注２に規定する加算（ア　保育士１名の場合）

　　（　）　注２に規定する加算（イ　保育士２名以上の場合）

　　（　）　注４に規定する加算（ア　重症児受入体制加算１）

（　）　注４に規定する加算（イ　重症児受入体制加算２）

　　（　）　注７に規定する加算（養育支援体制加算）

　　（　）　注８に規定する加算（時間外受入体制強化加算）

２．「注２」及び「注４」に規定する加算に係る事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 病　棟　名 | 保育士名 | 常勤・非常勤 | プレイルーム面積(㎡) |
|  |  |  | □　常勤　□　非常勤 |  |
|  | □　常勤　□　非常勤 |
|  | □　常勤　□　非常勤 |
|  |  |  | □　常勤　□　非常勤 |  |
|  | □　常勤　□　非常勤 |
|  | □　常勤　□　非常勤 |
|  |  |  | □　常勤　□　非常勤 |  |
|  | □　常勤　□　非常勤 |
|  | □　常勤　□　非常勤 |

［記載上の注意］

　　１　注２の「イ　保育士２名以上の場合」及び注４の「イ　重症児受入体制加算２」については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22時間以上の勤務を行っている非常勤保育士を２名以上組み合わせることにより、常勤保育士と同じ時間帯にこれらの非常勤保育士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。ただし、常勤換算し常勤保育士数に算入することができるのは、常勤配置のうち１名までに限る。

　　２　プレイルームの面積については、内法による測定での面積を記載すること。

　　３　当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図を添付すること。

　　４　プレイルーム内にある遊具及び玩具のリストを添付すること。

３．「注４」重症児受入体制加算に係る事項

|  |
| --- |
| 当該病棟における直近１年間の実績（算出に係る期間；　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日） |
| 転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料等を算定した転院患者の人数 | 名 |
| 15歳未満の超重症児又は準超重症児の入院患者数 | 名 |

［記載上の注意］

　　１　診療実績等については、重症児受入体制加算の届出を行う場合にのみ記入すること。なお、新生児特定集中治療室管理料等とは、A302新生児特定集中治療室管理料又はA303総合周産期特定集中治療室管理料の「２」新生児集中治療室管理料を指す。また、超重症児又は準超重症児の患者数については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定する短期入所の者を含み、入院期間が通算される入院患者を除く。

４．「注７」養育支援体制加算に係る事項

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

(1)　養育支援チームの構成員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 氏名 | 勤務形態 |
|  |  | □常勤　□常勤換算 |
|  |  | □常勤　□常勤換算 |
|  |  | □常勤　□常勤換算 |
|  |  | □常勤　□常勤換算 |
|  |  | □常勤　□常勤換算 |
|  |  | □常勤　□常勤換算 |

(2)　プロトコルの整備

|  |  |
| --- | --- |
| 作成 | 見直し頻度 |
| □作　成 | 年　　　　回 |

［記載上の注意］

１　週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定の労働時間が週22時間以上の勤務を行っている、非常勤の当該加算における専任の医師、看護師又は社会福祉士を組み合わせて配置している場合には、当該医師等の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。

２　職種の欄には、医師、看護師又は社会福祉士と記入すること。

３　養育支援に関するプロトコルを添付すること。

５．「注８」時間外受入体制強化加算に係る事項

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

 (1)　届け出ている入院料

|  |  |
| --- | --- |
| □　小児入院医療管理料１ | □　小児入院医療管理料２ |

(2)　時間外緊急入院患者の受入実績

|  |  |
| --- | --- |
| 年間の小児時間外緊急入院患者数 | 名 |

(3)　夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

|  |  |
| --- | --- |
| ア　11時間以上の勤務間隔の確保 | □ |
| イ　正循環の交代周期の確保（３交代又は変則３交代のみ） | □ |
| ウ　夜勤の連続回数が２連続（２回）まで | □ |
| エ　暦日の休日の確保 | □ |
| オ　早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫 | □ |
| カ　夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築 | □ |
| 　 | (ア)過去１年間のシステムの運用 | （　□　） |
| 　 | (イ)部署間における業務標準化 | （　□　） |
| キ　夜間院内保育所の設置 | □ |
| ク　ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 | □ |

［記載上の注意］

　　１　(3)「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。

　・アからエについては、届出前１か月の当該病棟の勤務実績が分かる書類。

　・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前１か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類。

・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類。

・キについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前１か月の利用実績が分かる資料。

・クについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類。